



第8回日本語教育推進関係者会議

地域日本語教育の推進

令和6年11月25日

山梨県多様性社会・人材活躍推進局
局長 古澤 善彦

1. 地方公共団体の基本的な方針（基本方針）の策定

2. 日本語教育の機会の充実（空白地域解消）

3. 日本語教育を担う人材の確保・育成

1. 地方公共団体の基本的な方針（基本方針）の策定

令和2年2月策定
 （令和5年3月改訂）

「やまなし外国人活躍ビジョン」

～外国人の皆さんにとって「第2のふるさと」となる県を目指して～

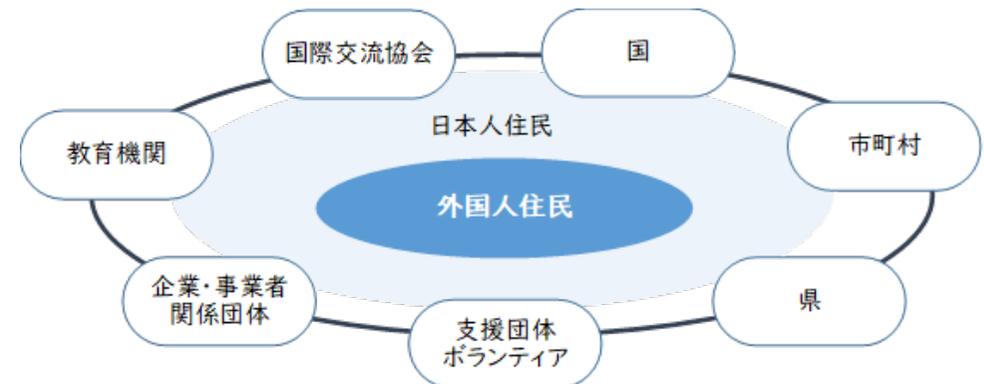
ビジョン策定の背景

- ・ 県内には多くの外国人が住んでおり、年々増加傾向
 H30 16,073人（労働者数 6,910人）
 R5 21,502人（労働者数11,227人）
- ・ 人口減少が進む中、産業や地域社会の担い手として外国人の活躍が不可欠
- ・ 一方で、地域で外国人が能力を発揮し、日本人と共生する社会の実現は道半ばであり、県として外国人の活躍を重点施策として取り組むことを宣言する必要

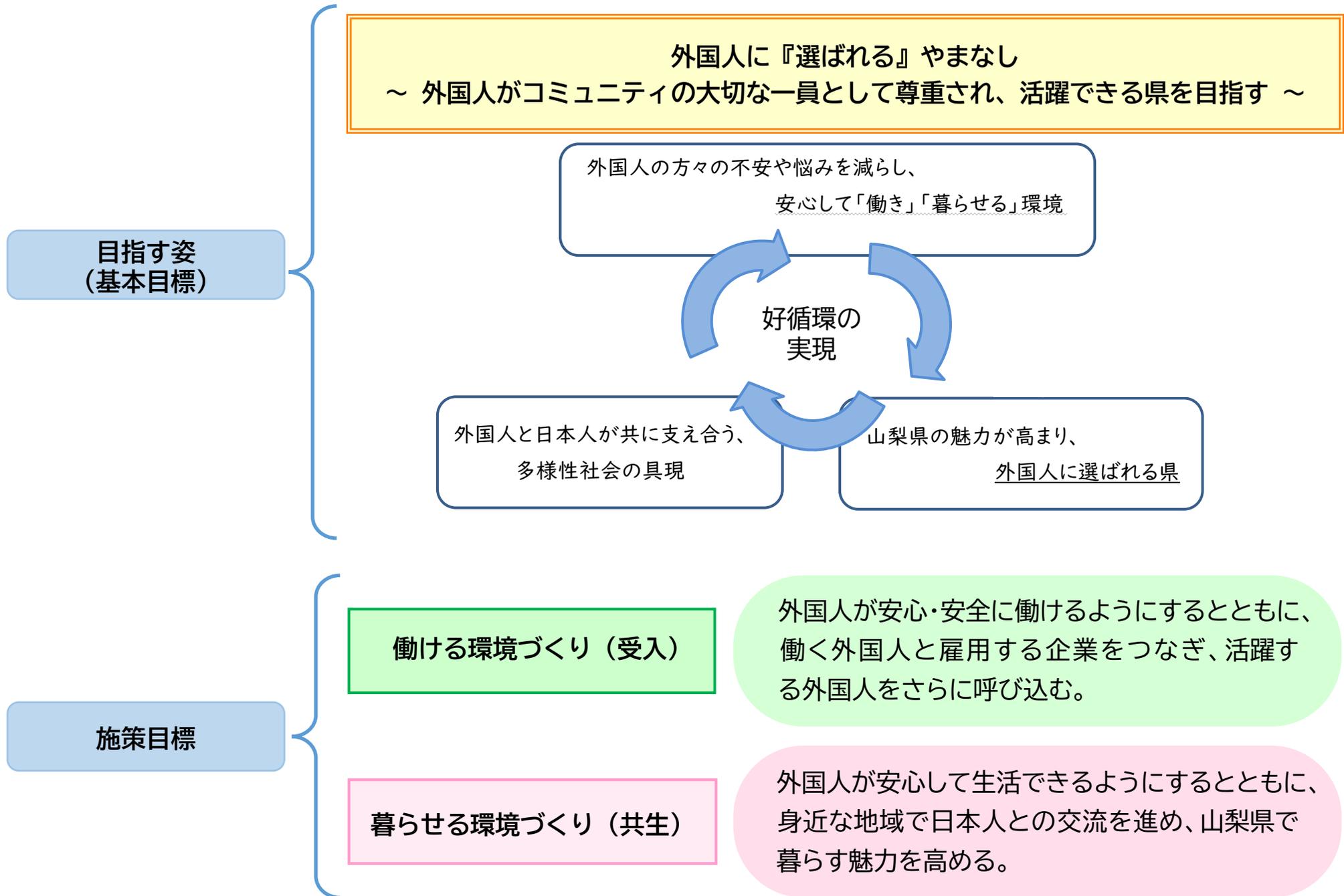
ビジョンの性格

- ・ 県民、市町村、企業、各種団体などと一緒に着実に取り組みを実行するための共通認識を図るもの
- ・ 外国人が活躍できる地域づくりに向けた県の基本的な考え方と中期的な取り組み（主に県が実施）の方向性を示すもの

ビジョンの推進体制



1. 地方公共団体の基本的な方針（基本方針）の策定



1. 地方公共団体の基本的な方針（基本方針）の策定

施策展開の戦略と施策体系

	政策	施策	区分		
安心して働ける環境づくり（受入）	1 きちんとした条件で働ける	適正な労働環境を整えます	I	重点分野	
		2 働く場（企業）が増える	(1)外国人が働きやすい企業を応援します		II
	(2)業種ごとに外国人を受け入れやすくします		III		
	3 外国人と企業がつながる		(1)留学生の県内就職を進めます		II
			(2)海外へ山梨で働く魅力を伝えます		III
	安心して暮らせる環境づくり（共生）	1 日本語でコミュニケーションが取れる	(1)身近な地域で日本語を学べるようにします		I
(2)子どもの教育を手厚くします					
2 生活しやすくなる		(1)悩みを相談しやすくします	II		
		(2)情報をわかりやすく発信します	II		
		(3)病院にかかりやすくします	II		
		(4)子育て世代や高齢者を支えます	III		
		(5)住宅に入りやすくします	II		
		(6)災害や事件に備えます	II		
3 地域で交流する		(1)日本人住民側の理解を深めます	III		
		(2)地域活動に参加しやすくします	I		

I 重点分野
 II 取り組みを加速させる分野
 III 進め方を検討してから取り組む分野

○ 本県では、外国人活躍に関する目標及び政策展開を包括的に含み策定されている「やまなし外国人活躍ビジョン」を日本語教育推進法第11条に規定される「地方公共団体の基本的な方針」と位置づけている。

2. 日本語教育の機会の充実（空白地域解消）

山梨県の取り組みの方向性（やまなし外国人活躍ビジョン）

◎身近な地域における日本語教育の **機会を増やす**とともに、**質を上げる**。

1. **機会を増やす** ⇒ 日本語教室空白地域の解消

- 基礎自治体(市町村)で実施する日本語教室開設への支援。
- オンライン形式の日本語教室の設置・段階的拡大。

2. **質を上げる** ⇒ 自立的言語使用者を目指した日本語教育の質の維持向上

- 日本語教育の専門的な知識を持つコーディネーターの設置（日本語教室の設置・運営に対する助言）。
- 学習者の日本語能力に応じたクラス編成。
 - ・ 基礎クラス：日常的な表現を中心にプロの日本語教師から学ぶ。
 - ・ 応用（対話）クラス：日本語学習支援者との対話・協働を通じて学習者が自らの表現力を広げていく。
- 「日本語教育の参照枠」に基づく日本語教育プログラムの開発・普及。

市町村が実施する日本語教育事業への支援

< R2年度～（日本語教室モデル事業、間接補助事業） >

- ◇ 日本語教室の設置に取り組む県内市町村を対象にモデル事業を実施し、教室の設置・運営を支援。
- ◇ 1年目をモデル事業（経費負担なし）、2年目以降は本格的な事業展開（県補助金1/2）

日本語教室設置市町村数：R1年度 7自治体 → R6年度 15自治体（15/27市町村：55.5%）
（市町村の国際交流協会等の団体が実施する日本語教室含む）

2. 日本語教育の機会の充実（空白地域解消）

企業が実施する日本語教育事業への支援※

※「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」とは別枠で実施

<やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金>

◇ 外国人労働者の適正な労働環境づくりに取り組む中小企業等が実施する日本語教育事業に対して補助

対象事業	補助対象経費（主なもの）	補助率	補助上限額
日本語教室への参加、オンラインレッスンの受講などの「生活に関する日本語学習」に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 講師の謝金及び旅費 教材費及び印刷費、消耗品費 会場使用料 受講料及び交通費 技能実習生に係る入国後講習（研修）経費 日本語能力試験の受験料 	1/2以内	100万円

令和2年度～令和5年度交付実績：合計31件

2. 日本語教育の機会の充実（空白地域解消）

オンライン形式の日本語教室の拡大

- ◇ 日本語教室の未設置市町村が存在。
- ◇ 設置済み市町村でも、教室までの交通手段が確保できないなど日本語教育が提供できていない外国人の存在。
- ◇ 今後は、オンライン形式による日本語教室の拡大を図り、重層的な日本語教育環境を整備。

○ 現在、オンライン形式で日本語初期レベル（A 1 前半）の外国人住民を対象に、生活するうえで必要な基礎的な日本語力の習得を支援するモデル事業を実施中。

日本語教育プログラムの開発・普及

- ◇ 日本語教育の質の向上を目指し、日常生活の場面で意思疎通を図ることを目的とした日本語教育を提供するため、カリキュラムや実施体制を研究。
- ◇ 特にカリキュラムについては、「日本語教育の参照枠」に基づき、同参照枠のレベル尺度のうちA 1 から始まり到達目標をB 1 とする体系的なプログラムとして開発予定（令和5年度から令和7年度までの3ヶ年計画）。
- ◇ 開発したプログラムについては、市町村との連携やオンラインも活用しつつ普及・展開することを計画。

○ 現在、日本語教育プログラムの開発と並行し、同プログラムを2自治体の日本語教室で一部試行中。
○ 令和7年度までの試行結果を踏まえ内容の見直し・改善を行い、令和8年度からの本格運用を目指す。

3. 日本語教育を担う人材の確保・育成

日本語教室の指導教員の育成研修

- ◇ 市町村が設置する日本語教室の運営は、県内の日本語学校に委託（日本語教員を確保）。
- ◇ 非常勤の日本語教員の活用、潜在的有資格者（資格はあるが日本語教育に携わっていない者等）の掘り起こしを通じ、日本語教室における指導者の確保に取り組んでいる。
- ◇ 日本語教育実態調査によれば、県内の日本語教員数は、日本語学習者数の増加に追いついていない。
- ◇ 今後、留学生など地域での日本語学習者数の増加により、各分野で日本語教師の不足が危惧され、日本語教育を担う人材の確保・育成が急務。

- 現在実施している日本語教育の担い手の育成研修では、本県が掲げる共生社会のビジョンの共有及び日本語教育プログラムを活用した実践を通じて、日本語教員（有資格者）の質の向上を図っている。
- 育成研修は、オンライン形式日本語教室での教師を務めるとともに、今後、プログラムの普及を図る役割を担う人材を育成する取り組み。

3. 日本語教育を担う人材の確保・育成

入国前研修の強化

※「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」とは別枠事業として実施を想定

- ◇ 県内企業の外国人材の確保と円滑な定着に向けて、外国人材の送り出しから県内企業の受け入れまでのルート確立事業(入国前研修の充実)を検討中。

